【学校通信】

令和元年 12 月 25 日

第 22 号

西中の風

～継続と徹底～

伊丹市立西中学校長

大西　規之

校門に門松が飾られました

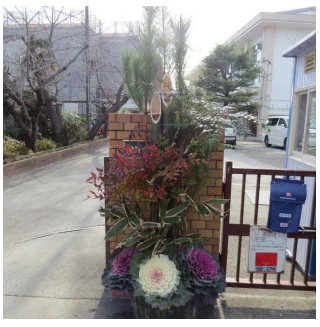
２学期もあっという間に終わり、いよいよ明日から冬休みです。３年生は受検（受験）校も決まり、勉強に励んでいることと思います。

さて、１２月２１日（土）、正門に「門松」が飾られました。これは、稲野小学校地区自治協議会の協力を得て、ＰＴＡ会長（現・前）をはじめ執行部、美術部、野球部のみなさんに作っていただき、校門に飾っていただきました。門松とは、その年の皆さんの健康や勉強がうまくいくことを約束してくれるすごい神様がよりつく物のことです。門松にあやかって、来年１年間が素晴らしい年になるように、皆さんも精一杯努力してほしいものです。

来年は「子年」です。動物の鼠からわかるように子宝に恵まれる年としても知られており、「子孫繁栄」を意味するような年であります。また、子年生まれの人は、「社交的」であり、人付き合いが非常に良いため周りの人からも好かれやすく、仕事にも誠実な人が多いとされています。

「１年の計は元旦に有り」とよく言われますが、新年を迎えるにあたって、是非、正月に１年間頑張る目標を立ててほしいと思います。来年、みなさんが健康で、安全に安心して学校生活が送られることを願っております。良いお年をお迎えください。





心は安定していますか？

進路、部活動、勉強等で悩みを抱えていませんか？特に３年生はプレッシャーのかかる時期です。心が不安定になると、人は他人に対してどうしても心ない言動をしてしまいがちです。それがいじめにつながる可能性もあります。そこで、最近読んだ本より心にとまった箇所を抜き出してみました。

（１）いじめは犯罪だ

（※「こども六法」より　弘文堂　山崎　聡一郎　著）

【刑法】

①第２２３条　１項　強要

いのち、体、自由、名誉、財産などに害を与えると言って、または暴力を使って、誰かにむりやり何かをやらせたり、その人がやろうとしていることを邪魔したりした人は、３年以下の懲役とします。

「おまえのゲームを貸さないと、テストの点をばらすぞ」等

②第２２２条　１項　脅迫

いのち、体、自由、名誉、財産などに害を与えると言って誰かを脅した人は、２年以下の懲役か３０万円以下の罰金とします。

③第２３１条　侮辱

多くの人たちの前で人を馬鹿にしたり、悪口を言ったりした人は、拘留か科料とします。

「バカ、アホなどのあいまいな言葉でも罪になることもあるんだよ」

④第２３０条　１項　名誉毀損

誰かの名誉を傷つけて評判を落とすようなことを、多くの人たちに知らせた人は、それが事実かどうかに関係なく、３年以下の懲役か禁固または５０万円以下の罰金とします。

※児童向けの画期的な法律書。いじめや虐待に悩む子どもにたくさんのヒントを与える1冊。大人の読者も子どもと一緒になって学ぶことができる本。販売冊数20万部を突破（12月9日現在）

（２）傷つけない（ＰＨＰ　No856号より）

見方によれば、人々は日々、互いの心を傷つけ合って生きているのではないか。自分の無遠慮な振る舞いが人を不快にし、意味ありげな他人の言葉にとげを感じる、そうした人を傷つけたり、傷つけられたりした経験は誰にでもあろう。ただ、それが大きな問題にならないのは、多くの人が寛容な心で水に流しているからに違いない。もちろん、時には傷つけられた怒りをため込む人もいる。まして、自分がおとしめられ、相手が反省していないときなど、憤懣やるかたないことだろう。だからといって怒りをぶちまければ、また新たに人が傷つくだけである。まずは、傷つく人を減らそう。そのためには、人の心の痛み、悲しみに共感できる力を、お互いにもっと養おう。そうすれば、誰かが傷つきそうな場合に、早めにブレーキがかけられる。傷つくのは自分だけではない。誰だって傷つくのである。それに、人を呪わば穴二つ、人を傷つけようとすれば自分にも必ず返ってくる。そんな心の因果をよく考えて、人格を高めあいたい。



日々ホームページ更新中！！